

## 豊田市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業補助金に係るQ&amp;A

No	質問	回答
1	どのような患者を想定しているのか。	豊田市内に所在する自宅、高齢者施設等で療養する新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者を想定しています。 なお、豊田市外の自宅療養者等に係る交付金の取扱いについては、事業の実施の有無を含めて所管する保健所へ問い合わせてください。
2	本事業を実施している県及び他市の自宅療養者等を診療することは可能か。	可能です。医療機関等の所在に関わらず、自宅療養者等の所在地により交付申請等を行ってください。(詳細は、所管する保健所へ問い合わせてください。)
3	対応可能医療機関として登録するためにはどうしたらよいのか。	豊田加茂医師会に「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療医療機関意向調査票」を提出してください。提出された情報は、県内の保健所、コールセンター及び宿泊療養施設に提供されますのでご承知おきください。
4	対応可能訪問看護ステーションとして登録するためにはどうしたらよいのか。	愛知県感染症対策課に「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等医療提供事業訪問看護ステーション意向調査票」を提出してください。提出された情報は、県内の対応可能医療機関、保健所、コールセンター及び宿泊療養施設に提供されますのでご承知おきください。
5	対応可能医療機関として未登録だが、かかりつけ医として自宅療養者等の診察をした場合、補助金の対象となるのか。	診療時に未登録であっても、補助対象となります。 ただし、後日、管轄する医師会等を通じて意向調査票を提出し、登録していただくことが必要です。
6	対応医療機関となった場合、必ず診療しなければならないのか。	診療前に、自宅療養者から相談を受けた保健所から連絡が入りますので、実際に診療するか否かは情報を聞いた上で御判断いただいて差し支えありません。
7	対応可能訪問看護ステーションとなった場合、必ず対応しなければならないのか。	医療機関からの要請の内容を聞いた上で御判断いただいて差し支えありません。
8	外来受診の場合、患者宅から医療機関までの移動(移送)はどうすればよいのか。	公共交通機関以外での来院を依頼してください。
9	診察の結果、入院が必要な場合、どうしたらよいのか。	緊急度に応じて、保健所へ連絡してください。
10	患者の所在地は、何で判断するのか	住民票の有無ではなく、実際の居住地で判断します。
11	診察時間が通常、夜間・休日、深夜の区別をまたがる場合、どの時点で区分するのか。	診療終了時間が属する時間帯で区分します。
12	事業実施期間は令和4年9月30日まで	診療終了時間が属する日にちで区分しますので、9月

	となっているが、診療が9月30日をまたぐ場合、どうなるのか。	30日中に診療が終了した分までが本補助金の対象となります。
13	外来診療を行う場合、胸部レントゲンや点滴は必須か。	必ずしも必須ではありません。 ただし、入院が必要な場合は、X線又はCTを入院先へ提供できるよう御協力をお願いします。
14	パルスオキシメーターは、保健所が患者宅等に配布してくれるのか。	高齢者や感染リスクの高い方などの条件がありますが、自宅療養者には、パルスオキシメーターを配布しております。 万が一お持ちでない方がいらっしゃる場合には、保健所にご連絡ください。
15	高齢者施設、障害者施設等において施設に勤務する医師が施設に入所する者を診療する場合は交付の対象となるのか？	老人保健施設等に勤務する医師(常勤・非常勤、専従・兼務含む)が勤務として同施設の入所者(自宅療養者等)を診療する場合は、補助金の対象外となります。
16	高齢者施設、障害者施設等に勤務していない医師が、施設入所者へ診療する場合は交付の対象となるのか。 また、対象となる場合、複数人の患者を一度の訪問で診療する場合はどうなるのか。	施設入所者が施設内で診療を受ける場合も補助対象となります。 複数人を一度の訪問で診療した場合は、それぞれの患者について補助対象となります。
17	同じ患者を一日に複数回診る場合の交付はどうなるのか。	例えば、午前中に往診した患者が、夕方に体調が悪化して再度往診する場合は、2回とも交付対象となります(それぞれに対して50,000円補助)。
18	往診及び訪問看護に要する交通費は別途支給されるのか。 また、患者に交通費を請求してもいいのか。	別途交通費は交付されません。本補助金は往診等の実績1回につき、一定額を交付するものです。 交通費を患者に請求することの可否等については、診療報酬上の定めに従ってください。 (問い合わせ先はNo. 31参照)
19	自宅療養者等に対する訪問介護も対象になるのか。	本補助金の対象となるのは、自宅療養者等への医療機関及び訪問看護ステーションによる医療提供のみとなります。
20	外来受診後にそのまま医療機関に入院した場合は交付対象となるのか。	外来受診後、同一の医療機関にそのまま入院した場合は他の補助制度(愛知県医療従事者応援金)があるため対象外となります。
	令和3年度愛知県医療従事者応援金のホームページアドレス <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/ouenkinshuuchi3.html">https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/ouenkinshuuchi3.html</a>	
21	新型コロナウイルス感染症にかかる検査により、陽性が判明した後、引き続き診療を行った場合は交付対象となるのか。	引き続き行った診療が、新型コロナウイルス感染症患者を対象とした診療報酬の対象となる場合は、本交付金の対象となります。

22	<p>訪問看護ステーションによる「電話等」はどのような場合に交付対象となるのか。</p>	<p>令和3年10月実施分から、診療報酬が算定できる場合に補助対象となります。診療報酬の取扱については、以下の厚生労働省事務連絡をご確認ください。</p> <p>・厚生労働省令和2年4月24日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて(その14)」問7</p> <p>・上記事務連絡掲載厚生労働省ホームページアドレス  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000625141.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000625141.pdf</a></p>
23	<p>診察所見報告書以外にも提出が必要な書類はあるのか。</p>	<p>診察所見報告書は、医療機関及び訪問看護ステーションから保健所へ診療結果を報告していただく書類です。補助金の申請には、別途交付申請書等が必要となります。</p>
24	<p>診察所見報告書は内容を網羅していれば、他の様式(例えば診療情報提供書)でも代替可能か。</p>	<p>内容を網羅していれば代替可能です。ただし、保健所への当報告は、診療報酬の対象外です。</p>
25	<p>診察所見報告書は、愛知県が示している報告書式での報告でもよいか。</p>	<p>可能です。場合により、重症度の所見や処方薬等を追加で聞き取りすることがありますので、ご了承ください。</p>
26	<p>厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に関する医療機関向けの情報はどこにあるのか。</p>	<p>以下の厚生労働省のホームページに医療機関向け情報(診療ガイドライン等)が掲載してあります。</p> <p>・厚生労働省ホームページアドレス  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html</a></p>
27	<p>愛知県の新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の情報はどこになるのか。</p>	<p>以下の愛知県のホームページに掲載してあります。</p> <p>・愛知県ホームページアドレス  <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html">https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html</a></p>
28	<p>豊田市の新型コロナウイルス感染症に関する情報はどこに掲載しているか。</p>	<p>以下の豊田市のホームページに掲載してあります。</p> <p>・豊田市ホームページアドレス  <a href="https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kenkou/eisei/1037560.html">https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kenkou/eisei/1037560.html</a></p>
29	<p>豊田市への交付申請の提出はデータ提出も可能か。</p>	<p>データでも郵送でも可能です。ただし、個人情報の保護に御注意ください。なお、様式のデータは、ホームページから取得ください。</p>
30	<p>交付申請書は、愛知県が示している交付申請書式での提出でもよいか。</p>	<p>愛知県の交付申請書式は使用できません。豊田市の申請書式の使用をお願いします。</p>
31	<p>電話診療時の保険証の取り扱いなど、診療した場合の、診療報酬上の取扱はどのようなすればよいのか。</p>	<p>診療報酬に関する疑義については、東海北陸厚生局指導監査課(電話:052-228-6179)へお問い合わせください。</p>

32	<p>新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等が療養期間中に受けた「新型コロナウイルス感染症に係る医療」について自己負担(3割)分は、公費となるのか。</p>	<p>自宅療養者等が療養期間中に受けた「新型コロナウイルス感染症に係る医療」については、療養者本人の自己負担はありません。審査支払機関への請求(レセプトの送付)をお願いします。</p> <table border="1" data-bbox="775 309 1430 409"> <tr> <td data-bbox="775 309 1098 360">公費負担者番号</td> <td data-bbox="1098 309 1430 360">28230605</td> </tr> <tr> <td data-bbox="775 360 1098 409">受給者番号</td> <td data-bbox="1098 360 1430 409">9999996</td> </tr> </table>	公費負担者番号	28230605	受給者番号	9999996
公費負担者番号	28230605					
受給者番号	9999996					
33	<p>新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等が療養期間中に受けた「新型コロナウイルス感染症に係る医療以外の医療」について自己負担(3割)分は、公費となるのか。</p>	<p>本補助金の対象ではありますが、公費負担対象にはならない(自己負担が発生する)ため、通常の請求をしてください。</p>				